

高根沢町介護保険要介護認定及び要支援認定に係る 情報の提供に関する取扱要領

平成 28 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 10 年高根沢町条例第 1 号）に定めるもののほか、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の施行において、ケアプランの作成が円滑に実施され、被保険者が適切な介護（介護予防）サービスを利用できるようにするために、要介護認定等に係る情報を情報提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供対象者の範囲)

第 2 条 認定調査結果表等は次に掲げる者に限り情報を提供することとする。

(1) 被保険者等

ア 被保険者(被保険者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。)

イ 情報提供を受けることについて被保険者本人の同意を得た親族(3親等内の血族、配偶者及び同居の親族に限る。)

ウ 被保険者が成年被後見人等の場合における法定代理人

(2) 被保険者から居宅介護サービス計画の作成依頼を受けた居宅介護支援事業者及び介護予防サービス計画の作成依頼を受けた介護予防支援事業者

(3) 被保険者から居宅介護サービスの提供依頼を受けた居宅介護サービス事業者、介護予防サービスの提供依頼を受けた介護予防サービス事業者、地域密着型サービスの提供依頼を受けた地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービスの提供依頼を受けた地域密着型介護予防サービス事業者

(4) 被保険者が入所している、又は入所予定の介護保険施設

(情報提供対象)

第 3 条 本要領に基づき提供する情報は、次のとおりとする。

(1) 認定情報（一次判定認定情報）

(2) 認定調査票（特記事項）

(3) 主治医意見書

(4) その他必要と認められるもの

2 前項第 3 号に規定する主治医意見書に係る情報提供については、当該主治医意見書を作成した医師の同意を要する。この場合において、当該主治医意見書を作成した医師の同意は、主治医意見書における居宅サービス計画等に利用されることの同意欄において確認するものとする。

(申請の手続き)

第4条 情報提供を受けようとする者（以下「情報提供申請者」という。）は、町長に対して、要介護認定等に係る情報提供交付申請書（別記様式）を提出しなければならない。

2 情報提供申請者は、次の書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 被保険者による情報提供請求の場合

下記ア又はイに掲げる書類

ア 次のうちいずれか1点

運転免許証、身体障害者手帳、旅券（パスポート）、個人番号カード、身分証明書（写真のあるものに限る。）、その他公の機関が発行した資格証明書（写真があるものに限る。）

イ 次のうちいずれか2点 介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療保険被保険者証、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、国民年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、請求書に押印した印の印鑑登録証明書

(2) 情報提供を受けることについて被保険者本人の同意を得た親族からの情報提供請求の場合

被保険者の親族（請求者）が請求する場合は、情報提供請求することにおける被保険者本人の同意書と（1）に掲げる書類のほか、被保険者の親族であることを証する次に掲げる書類のうち少なくとも1点以上の書類の提出又は提示をするものとする。

ア 戸籍謄本（抄本）

イ 住民票

ウ その他被保険者の親族関係を確認し得る書類

(3) 被保険者が成年被後見人等の場合における法定代理人からの情報提供請求の場合

法定代理人（請求者）が情報提供請求する場合は、（1）に掲げる書類のほか、被保険者が成年被後見人等であること、及び依頼者が当該被保険者の成年後見人等であることを証する次に掲げる書類のうち少なくとも1点以上の書類の提出又は提示をするものとする。

ア 成年後見人等に係る登記事項証明書

イ 家庭裁判所の証明書

ウ その他法定代理人関係を確認し得る書類

(4) 被保険者から居宅介護サービス計画の作成依頼を受けた居宅介護支援事業者、介護予防サービス計画の作成依頼を受けた介護予防支援事業者、居宅介護サービスの提供依頼を受けた介護予防サービス事業者、地域密着型サービスの提供依頼を受けた地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービスの提供依頼を受けた地域密着型介護予防サービス事業者並びに被保険者が入所している、又は入所予定の介護保険施設から情報提供請求する場合

ア 上記事項を確認するほか、当該事業者が発行する身分証明書等当該事業者の職員で

あることの証明書の提示を求めて確認するものとする。

イ 本人の同意については、介護保険(要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定)申請書の同意欄で確認するものとする。

(情報の提供)

第5条 町長は、前条第1項の規定により申請を受けたときは、その場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに、申請に係る資料の写しを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、速やかに申請に係る資料の写しを交付できない場合は、交付日を申請者に明示し、明示した日以降に交付するものとする。この場合において、交付日は、特段の事由がない限り申請日より1週間以内とする。

3 第1項の交付は、情報提供申請者が希望する場合、郵送によることができるものとする。

4 第1項に基づく写しの部数は、同一の申請者につき1部とする。

5 情報提供の申請は、当該認定の有効期間内にのみ行うことができる。ただし、特段の事情がある場合は、認定の有効期間外も行うことができる。

(情報提供を受けた者の遵守事項)

第6条 情報提供により情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 情報提供された資料に係る情報は、本人の居宅サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。

(2) 情報提供を受けた居宅介護支援事業者等は、自らの職員又は職員であったものが、第1号の行為を遵守するよう必要な措置を講ずること。

(3) 交付された写しは、厳重に管理し、紛失又は破損しないように適正な保管に努めること。交付された写しを紛失又は破損した場合は、直ちに町に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 町から交付された写しの提示若しくは提出又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(順守事項に反する措置)

第7条 町長は、本要領に基づき情報提供を受けた情報提供申請者が前条各号に規定する事項を順守しなかった場合は、その後の当該情報提供申請者に対する情報提供を拒否できるものとする。

(費用)

第8条 本要領に基づく情報提供に関する手数料は、徴収しない。

2 第6条第3項により郵送する場合は、申請者はそれに要する実費を負担しなければならない。